**令和５年度大和町割増商品券発行事業実施要綱【第２回目】**

くろかわ商工会

**１．目　　的**

本事業は、地域商業活性化の方策として、大和町内に所在する商店等にて使用できる割増商品券を発行し、低迷する個人消費の喚起を促しながら、消費者の生活支援と購買力の町外流出防止、また地元商店街の賑わいと地域経済の活性化、町内経済の発展に寄与するものである。

また、大和町を舞台に大ヒットとなった映画「殿、利息でござる！」をモチーフとした「アサヒナ十三郎商品券」を発行し、映画にて注目された大和町を町内外に発信するとともに、相乗効果、一体化、更には町内商店等との連携による売上向上と賑わいの創出により、地域経済の活性化と発展に貢献することを目的に実施する。

**２．商品券の販売について**

（１）名　　称　　アサヒナ十三郎商品券

（２）商品券販売日　　令和　５年１０月　２日（月）～

（３）販売場所　　町内指定事業所にて販売

（４）販売価格　　５,０００円（５００円券　１２枚綴り１セット）

（５）割増率　　２割増（１，０００円）

（６）販売数量　　３，０００セット（発行総額１，８００万円）

（７）販売制限　　お１人様**４セット**まで。（各２万円分）

**３．取扱事業所の募集について**

（１）参加資格くろかわ商工会に加入しており、大和町に所在するフランチャイズ店

を含む小規模事業所（1,000㎡未満の小売店）

※大型店・チェーン店・本部直営のコンビニ等は除く

（２）参加料無　料

（３）募集期間　　**令和　５年　９月　８日(金)**までとするが、商品券発行期間中は

随時受付けるものとする。

（４）取扱店の申込　　商品券の取り扱いを希望する事業者は、別紙参加申込書に必要事項を署名もしくは記名押印の上、くろかわ商工会大和事務所へＦＡＸ　（３４５－０８９０）又は直接商工会に提出するものとする。

（５）取扱店の周知　　店頭に取扱店ポスターを掲示する。

**４．商品券の取扱について**

（１）使用期間　　　令和５年１０月２日（月）～令和６年１月３１日（水）

※**期限後は無効**

（２）使用方法　　　商品の販売、役務の提供及びサービスの提供を対象に、現金と同様の

扱いとして引き受ける。ただしつり銭は支払わない。

（３）対象外商品等　以下のものは、商品券の使用対象外とする。

　　　　　　　　　　　①出資や債務の支払い

②**たばこ**・商品券・ビール券・酒券・図書券

③切手・官製はがき・印紙

④プリペイドカード

⑤回数券・乗車券・定期券

⑥仕入等の事業資金

⑦遊技場での利用

⑧換金性の高いものや国・公共団体への支払い

**５．商品券使用の厳守事項（商品券への記載事項）**

（１）本券は、大和町内の参加取扱事業所のみで使用できます。

（２）本券は、現金とはお引換えいたしません。

（３）本券で他の商品券、公共料金等の支払い及び有価証券等の購入は出来ません。

（４）本券に発行者印及び番号のないものは無効です。

（５）本券の盗難、紛失又は滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。

（６）本券では釣り銭は支払われません。

**６．商品券の換金ついて**

（１）換金方法 換金方法は、加盟店が商工会に商品券を持参し、所定の請求書に記入して請求する。原則として金曜日締め、翌週金曜日支払とし、**指定口座（七十七銀行吉岡支店）**に振り込むこととする。指定口座以外（七十七銀行本店・他支店含む）への振込を希望される場合は、振込手数料を差し引きの上、振り込むこととする。

（〆切日が祝祭日の場合は翌営業日とし、振込日も同様とする。）

（２）換金手数料　 換金手数料は**１％**とし、換金手数料を差し引きの上、指定口座に振り込むものとする。

（３）換金期間　　 令和５年１０月６日（金）～令和６年２月２６日（月）

　　　　　　　　　 午前９時～午後３時とする。（但し、土、日、祝祭日は除く。）

（４）支払日

|  |  |
| --- | --- |
| 受付日 | 支払日 |
| 金曜日締  （受付日が祝祭日の場合は翌営業日） | 翌週金曜日  （金融機関営業日外の場合はその翌営業日） |

**７．アサヒナ十三郎商品券限定特別企画「大抽選会」**

**≪目　　的≫**

アサヒナ十三郎商品券の利用促進を図るため、商品券を購入いただいた方を対象に、Ｗチャンス企画として抽選会を行い、地元事業所での消費喚起・誘発効果を促すことを目的に実施する。

（１）参加対象者　　アサヒナ十三郎商品券を販売日から応募締切日までの間に購入した方。

（２）応募期間　　令和５年１０月２日（月）～１０月２０日（金）まで

（３）応募方法　　アサヒナ十三郎商品券表紙裏面に必要事項を記入頂き、商品券販売所に設置してある抽選箱へ応募いただく。

（４）応募場所　　アサヒナ十三郎商品券　販売店全店（１０月２０日（金）まで）

（５）公開抽選会　　令和５年１１月５日（日）開催の産業まつり（たいわ商工まつりも同時開催）会場内において、公開抽選会を行う。（正午～）

　　　　　　　　　　※諸般の事情によりイベントが開催されない場合については、後日

　　　　　　　　　　　厳正なる抽選を行い、賞品の発送をもって当選者へ通知を行う。

（６）賞品の受け渡し

　　　　当日会場にて当選者の発表の後、当選者宛に当選通知書を送付し、指定の期間内で指定された場所にて賞品の受け渡し。または、賞品の発送を行う。

（７）注意事項

　　　　①　賞品の交換ならびに当選権利の第三者への譲渡はできませんので、予めご了承ください。

②　賞品の発送に関しては宅配便などを利用させていただきます。

③　記載内容に不備があった場合、また住所不明等で賞品をお届けできない場合は、ご応募を無効とさせていただきますのでご注意ください。

**８．アサヒナ十三郎商品券「販売促進チラシ」発行事業**

**≪目　　的≫**

アサヒナ十三郎商品券発行に伴い、取扱店での商品券の利用を促すことを目的に、販促チラシを作成し、商店街での利用促進に努める。

（１）参加対象者　　アサヒナ十三郎商品券取扱店事業所

（２）申込方法　　令和５年度割増商品券チラシ申込書に必要事項及び掲載内容を記載

の上、くろかわ商工会大和事務所宛にＦＡＸまたはメールにて申込を

行う。

（３）参加費　　１コマ　３，０００円

（４）募集内容　　アサヒナ十三郎商品券利用促進に係る各店のＰＲ広告

（５）掲載対象期間　　本チラシ折込日より商品券利用期間内におけるイベントが対象

　　　　　　　　　　　令和５年１０月２日（月）～令和６年１月３１日（水）

（６）チラシ発行日　　商品券発売日の前日　令和５年１０月１日（日）

（７）新聞折込範囲　　大和町内全域

（８）チラシサイズ　　Ｂ４両面

（９）広告コマサイズ　　１コマ　縦４センチ×横６センチ

**９．アサヒナ十三郎商品券発行に係るアンケート調査事業**

**≪調査目的≫**

割増商品券発行事業の消費喚起・誘発効果を測定する為、商品券購入者に対しアンケート調査を実施し、事業の効果測定を実施する。

（１）調査方法　　商品券購入者を対象に、売出し開始日の令和５年１０月２日（月）から令和５年１０月３１日（火）までの間に購入者の使用状況に関するアンケートを実施する。

（２）回答用紙の配布　 商品券販売時に商品券購入者に対しアンケート用紙を配布する。

（３）回答用紙の回収 販売時に配布したアンケート用紙にご記入の上、販売店にアンケート回収袋を設置し収集する。